

【ご意見】

- 具体的なビジョンの明示があれば、検討会の目的も理解しやすく、不安も減少し、個人の考えも具体的になり、話し合いもやり易いと考えます。
- 他の地域のように、きれいで歩きやすく、商業が盛んなまちづくりをお願いします。
- まちづくりの検討を、もう少し早く進めた方が良くと思います。

◇◇頂いたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます◇◇



■今年度の予定・・・・・・・・・・・・・・・・

頂いたご意見等を踏まえながら、引き続き検討をすすめてまいります。

○3月に向けて実施予定の内容○

- ① アンケート  
高砂駅周辺地区のまちづくりについて皆様にお伺いします。
- ② 検討会  
これまでの検討会を振り返り、質疑回答やいただいたご意見等を共有します。また、駅前広場の整備に向けた手法についてもご紹介いたします。
- ③ 事例視察  
連続立体交差事業をきっかけに、一体的なまちづくりに取り組んでいる事例地区の視察を行います。  
(視察先や日程等は、決まり次第ご案内します。)

※上記の実施内容は、変更となる場合があります。



検討会当日の資料の受け取りの希望や、ご意見・ご質問等は  
下記の <連絡先>までお問い合わせください。

発行元：高砂地区開発協議会 会長 関根芳夫  
 協力：葛飾区役所 高砂地域整備担当 船曳、林、桂  
 <連絡先>電話：03-5654-8344(直通) 03-3695-1111(代表) 内線3412  
 FAX：03-3697-1660

住みよい高砂・駅周辺地区のまちづくり

# 駅周辺地区まちづくり検討会ニュース

第2号 平成30年12月

## 高砂駅の駅前広場の位置は 駅北側と区が提案しました！

11月9日（金）に、高砂地区センターにて第2回駅周辺地区まちづくり検討会を開催しました。

当日は25人(権利者:18人)の方にご参加いただきました。

- ①連続立体交差事業をきっかけとしたまちづくり
- ②協議会における取り組みの経緯
- ③駅前広場の位置（区からの提案）

について確認し、その後質疑応答を行いました。

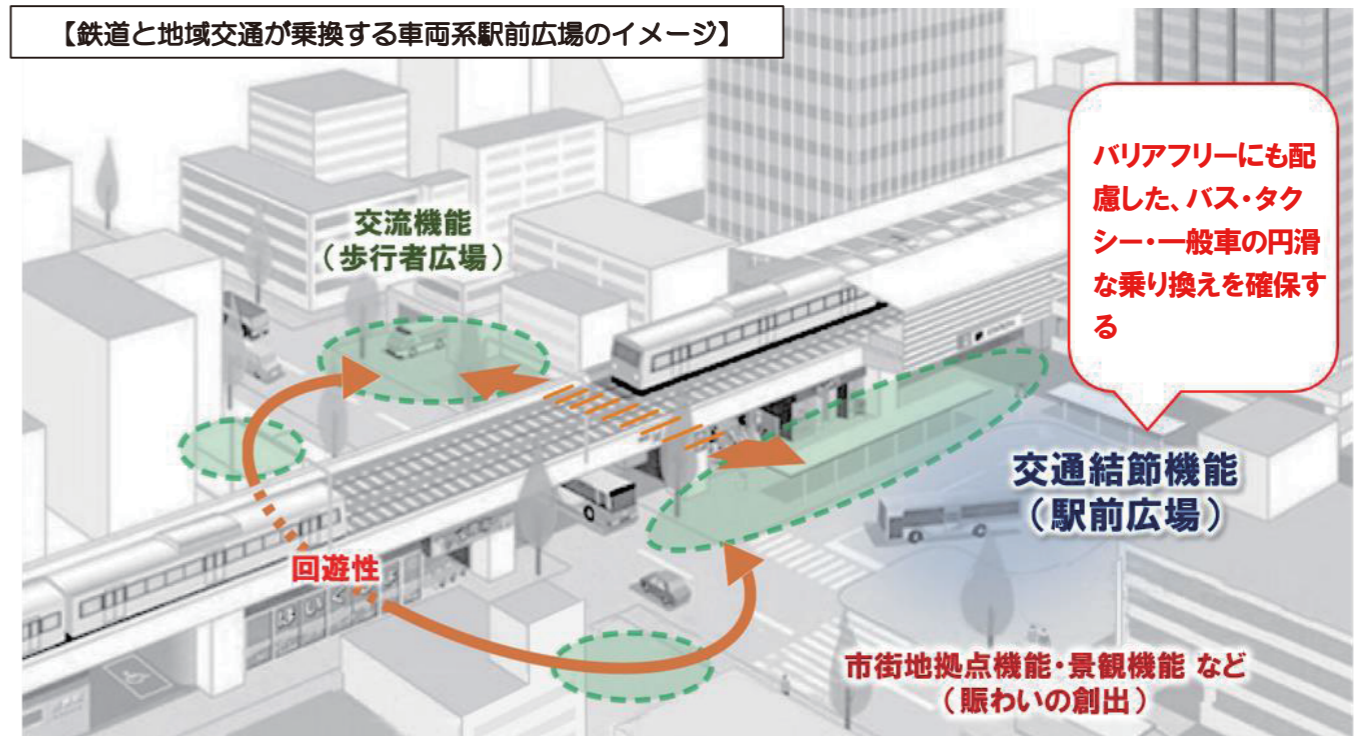


【当日の様子】

■当日の内容・・・・・・・・・・・・・・・・

区から、駅前広場の交通・公共施設としての条件を踏まえると  
鉄道と地域交通が乗換する車両系の駅前広場は、  
駅北側に整備するとの構想のもと、地元の皆様と南北一体の  
まちづくりの検討を進めていきたいと提案がありました。

【鉄道と地域交通が乗換する車両系駅前広場のイメージ】



※連続立体交差事業ポータルサイトイメージ(東京都建設局HP)に、高砂駅周辺の機能配置イメージを重ねたものです。高砂駅の具体的な計画を示すものではありません。

## ■ 駅前広場の位置を検討した経緯

交通結節機能(駅前広場)計画条件	安全性・円滑性
	福祉への配慮

①安全な移動 <人と車の動線の分離>  
 > 駅からバスやタクシー乗り場まで車道を横断しない

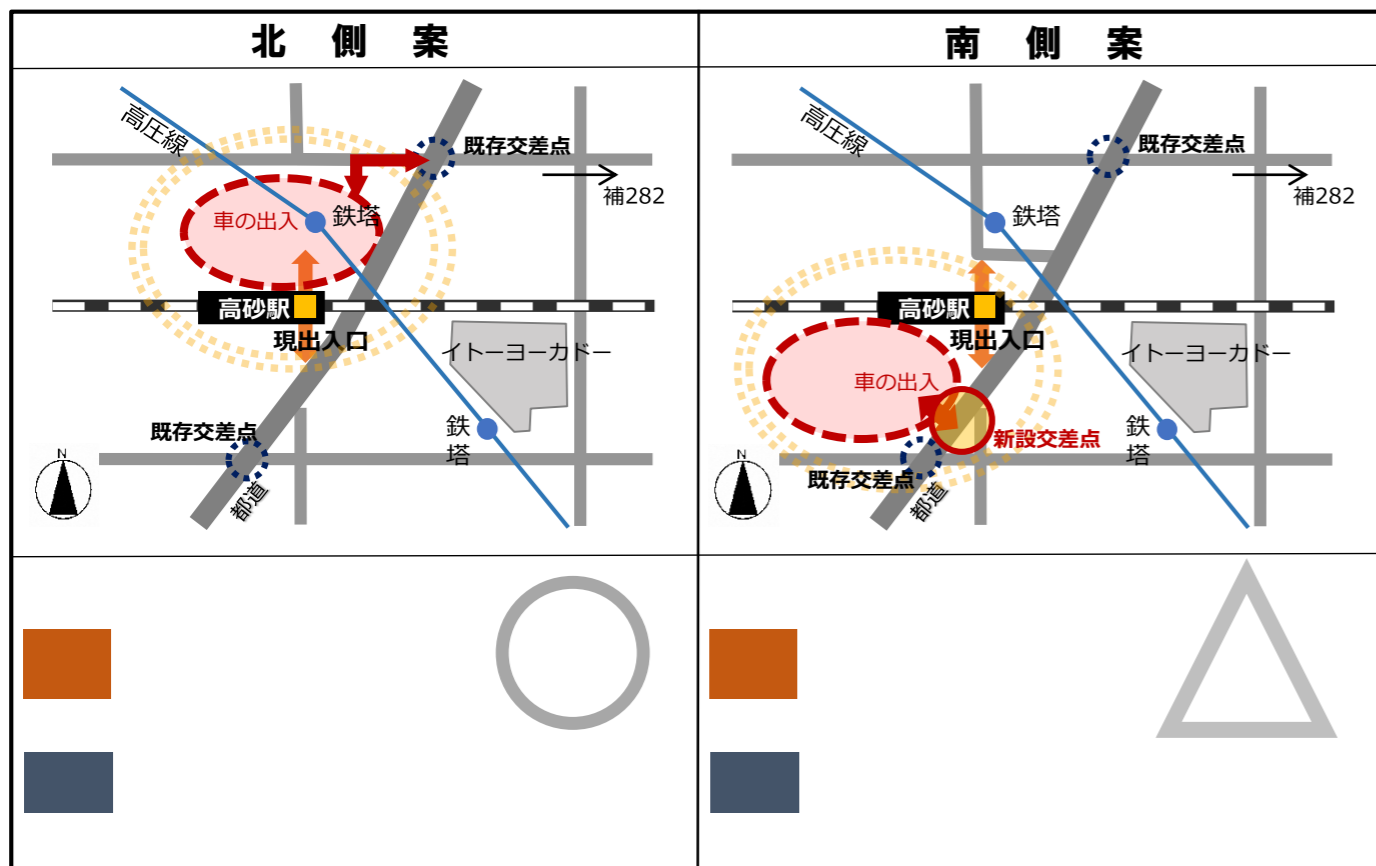
②連続性 <交通動線の単純化、円滑化、短縮化>  
 > 駅から広場までは、道路等による分断要素がない  
 > 駅から広場までは、上下移動を少なくし平面移動とする

③快適性 <広場内への通過交通進入の排除>  
 > 周辺道路から広場連絡が一般交通により阻害されない

これらの計画条件を基に検討を進めていきます!!

※参考：国土交通省「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に基づき概要を整理して掲載

この計画条件を基に駅の南北を比較して検討しました



比較した結果として

区から「鉄道と地域交通が乗換する車両系の駅前広場は駅の北側に整備する」と提案されました

## ■ 第2回検討会で頂いた質問やご意見(抜粋)

[質疑回答]



Q1 権利者にとっては立ち退きが生じてしまうため、生活や財産がどうなるのか心配。

A：駅前広場を整備する手法には、「買収方式による街路事業」だけでなく、整備後も住み続けられたり営業を継続できたりする、例えば「権利変換手法による再開発事業」などがあります。今後、皆様のご意見をお聞かせいただきながら検討していきたいと考えています。



Q2 駅前広場の具体的な位置や範囲を示した上で話を進められないのか。

A：区では、駅前の乗換機能の面から駅前広場は駅北側が望ましいと考えていますが、具体的な範囲等については、直接皆さんの権利に関係する内容のため、ご意見等をいただきながら生活再建手法を含めて検討していきたいと考えています。



Q3 現時点で自宅のリフォームを行った場合、今後、補償等の算出を行うことになった場合に問題となるようなことはありますか。

A：現在は、皆さんと今後のまちづくりを考えている段階で、建築計画やリフォームにあたって都市計画上の具体的な制限はありません。補償については、今後、駅前広場の整備事業が開始されるときに、その時点での建物等を評価して算出することとなります。



Q4 なぜ3haの範囲に絞って検討会を開催したのか。まちづくりとして考えるのであれば、もっと広い範囲を対象とする考え方があるのではないか。

A：これまで駅周辺(約84ha)で、開発協議会が広い範囲の検討を行ってきました。そこで駅前広場の位置を都道西側に整備することとなり、都道西側で駅前広場の整備が想定される範囲に権利をお持ちの方による検討会を立ち上げました。